

桑名市文化協会育成補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 桑名市文化協会は、桑名市の芸術文化振興のため、文化協会会員が企画し、主催又は共催して桑名市で行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において桑名市文化協会育成補助金（以下「補助金」という）を交付する。補助金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、次に掲げる事業とし、宗教的または政治的な宣伝意図を有しないもの、人権を損なわないものとする。

- (1) 地域に根ざし、市民の文化活動の促進に資する特色ある事業
- (2) 外国の団体等を招へいして行う等の国際交流事業
- (3) 他地域で開催する事業及び開催期間が連続しないものについて交付対象と理事会で認めた事業

2 前項に該当する事業であっても、桑名市文化協会の主催する事業は交付対象としない。

3 補助金を受けようとする会員は、当該年度4月1日をもって文化協会在籍1年以上の会員とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、企画事業の実施に要する経費から収入がある場合は、次の収入の総額の1/4を差し引いた補助対象経費の80%以内の額で30万円を上限とする。

- (1) 入場料、参加料
- (2) 市等の補助金
- (3) その他の収入(広告料、協賛金、他財団等の助成金、寄付金等)

2 補助対象経費については、育成補助金交付運用規定にて定める。また、会員以外の者との共催の事業の会員以外の者の負担すべき額は補助対象経費としない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて桑名市文化協会会長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第1号①様式)
- (2) 収支予算書(第1号②様式)
- (3) その他参考となる書類

(補助金の交付決定通知)

第5条 文化協会会長は、補助金の申請があった場合、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金交付決定通知(第2号様式)により申請者あて通知する。

(事業の変更)

第6条 補助事業計画の変更(中止)等を行う場合は、事業計画変更申請書(第3号様式)を速やかに文化協会会長に提出し、その指示を受けること。

(実績報告)

第7条 申請者は補助事業が終了後、文化協会会長にその結果を記載した事業実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて事業完了日から起算して30日を経過した日までに報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(第5号①様式)
- (2) 収支決算書(第5号②様式)
- (3) 記録写真やポスター・チラシなど

- 2 文化協会会長は前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、その額を確定し、補助事業者に確定の通知をする。

(補助金の請求)

第8条 申請者は補助金額の確定通知を受けて、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第6号様式)を文化協会会長に提出しなければならない。

- 2 補助事業の目的を達成するため必要がある場合は、交付決定額の75%を限度として概算払をすることができる。概算払をしようとするときは、補助金概算払申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第9条 補助金交付決定後に事業が申請どおりに行われなかった場合や申請に偽りがあった場合、および補助金交付請求書に偽りがあった場合は、決定の取り消しをすることができる。

(決算書類等の保管義務)

第10条 補助金を受けた会員は決算書類等を5年間保管し、必要に応じて公開する義務を負う。

(その他)

第11条 この補助金の交付に関しては、要綱及び育成補助金交付運用規定に定めるもののほか、必要な事項は、理事会が定める。

附 則 1

この要綱は、平成14年2月1日より施行する。

附 則 2

この要綱は、令和2年2月4日より施行する。